## 公益社団法人 日本コンクリート工学会 企画・評価委員会規程

平成30年6月22日 制定

(目的)

第1条 この規程は、企画・評価委員会(以下「委員会」という。)の組織、職務及び運営 等について定める。

(組織)

- 第2条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。
- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 第3条に定める委員長が指名する委員

(委員長、副委員長)

- 第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。
- 2. 委員長は、会長が当たる。
- 3. 副委員長は、総務・財務部門担当副会長が当たる。

(任期)

- 第4条 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。
- 2. 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。
- 3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

- 第5条 委員会は、次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、 企画調整会議の議を経て、理事会に付議する。
- (1) 事業内容や活動の評価
- (2) 評価に基づいた改善案の検討
- (3) 中長期的な事業計画の策定
- (4) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

## (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

## 附則

1. この規程は、平成30年6月23日から施行する。